

対 応 方 針 （案）

【事業名】 紫外線処理施設導入事業

平成8年6月に埼玉県越生町で、クリプトスポリジウムに感染した水道水を原因とする集団感染症が発生したことを契機に、厚生労働省は水道水の安全を期するため『水道におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針』を示し、クリプトスポリジウム対策について指導している。しかしながら、改修費用が多額になるため、全国的に施設整備が進まないことから、国の審議会において対策の検討を行い、水道の原水に紫外線を照射し、原水中のクリプトスポリジウムを不活化し、感染能力を失わせる紫外線処理施設を認めることとなった。

本市の防鹿水源地は、小瀬川の伏流水を水源としているが、上流域に牧場が存在するため、原水がクリプトスポリジウムに汚染する可能性がある。厚生労働省の指導では浄水の濁度を0.1度以下で維持する必要があるが、常時0.1度以下を維持するためには現有の緩速ろ過池のろ過速度を5m/日にする必要があるが、現況でも5m/日を越える場合があり、今後、水需要の増加の見込みがあるため、ろ過速度はさらに上昇すると考えられる。

本事業は、急速ろ過設備、緩速ろ過設備、膜ろ過設備、紫外線処理施設の処理方式を検討した結果、敷地的な制約がなく、建設費、維持管理費がもっとも安価な紫外線処理施設を三ツ石調整池内に設置し、クリプトスポリジウム対策を行い、安全で安定した水の供給を行なおうとするものである。

平成20年10月17日提出

大竹市長 入山 欣郎